

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

極秘

外務省記録  
 前田調整  
 アビア局長の  
 名(署名)申言  
 アビア局長北車アビア局長  
 日韓交渉についての佐藤総  
 理の御指示  
 29日午後佐藤総理が菊田次官に指示され  
 た要旨次のとおり。  
 日韓会談において日本側が大変譲歩  
 しておきている。面倒くさいから下りようという  
 のでなく、いやならよしなさいという態度で交  
 渉してもらいたい。

GA-5


外務省

韓国と=東国籍的になるような本人が

たくさん出る状況は困る。

全大使が居留民国につき上げられて

いる。~~権がつけられている~~。とにかく

屋を引くのは困る。  という法律まで并漢

士をやっている男が、彼は戦後入国者だそうだが、

つき上げていくということだ。(そこで生活

保護を与える場合は誰が保護を与えるのだ

との質問があった後) 彼らを送還しようと

思った際には送還できるのかどうか。~~送還~~

入管令には一定の場合には外国人を強制

送還できるようになっている。これよりも

強制送還について優遇されることがあまり

出てくるのは困る。控務次第とよく意志の

疎通をしてもらいたい。

1月8日 後宮局の申付が正式に手交したもの、  
(別紙の「口頭議地は知床の口頭議地事項」)  
(別紙の「諸案の概要は参考用」)

直伝

## 日韓会談における日本側の立場

### 基本関係

1. 日本側としては、基本関係についての合意の形式については、そこに盛り込むべき内容が確定して後決めることが適当と考えるが、諸懸案を解決した上でこれを確認する形で合意を作る以上共同宣言の形が最も適当であると考える。
2. 日韓保護および併合条約の無効確認の問題は、旧に立ちかえつて存在していなかつた本来的に無効なものとの韓国側立論に根ざす以上、日本側は合意し得ない。但し、前記条約が現在効力を有しないという形で規定するのであれば、規定する意味ありや否やの点は暫らく措いて、日本側も反対はしない。(19

52年4月の討議において、韓国側は本条約が「日本国と大韓民国との関係において効力を有しない」とすることに合意した経緯がある。）

3. 韓国政府の管轄権に関連して、国連決議 / 95(Ⅲ)を尊重することは国連尊重のわが国の立場から当然である。なお、日本側としては、諸懸案についての協定で、それぞれその適用範囲が韓半島の北の部分には及んでいないことが明らかにされていれば、基本関係協定の中で韓国の有効な支配が北に及んでいないということを明示的に述べる必要は必ずしもないと考える。

## 漁業問題

1. 日本側としては、昨春行なわれた赤城・元会談の成果を出発点として交渉を進めて行きたいと考えている。
2. 日本側は韓国側が漁業に関し一方的管轄権を有し得るのは、12カイリの専管水域内に限られねばならないと考えている。従つて、12カイリの専管水域外李ライン内の水域で操業する日本漁船に対し、韓国側が入漁料をとつて許可証を与え、またその取締り権を行使するという方式は、日本側としては到底受け入れられない。しかしながら、日本側としては、李ラインを明示的あるいは黙示的に承認することはできないが、李ラインを撤廃する

旨の明示的な規定をおく必要はないと考える。

3. 日本側として、韓国側の主張するよう濟州島と本土とを一体とした直線基線を採用することを認めることはできないが、濟州島と本土間の漁業に対する韓国側の深い関心に対してはできるだけ考慮を払う用意はある。

4. 日本側としては、12カイリの専管水域外の公海においては、日韓平等の共同規制措置という原則が貫かれるかぎり韓国側の立場も十分考慮し、韓国側と合意をはかる用意がある。

5. 漁業協力については、日本側は「コマーシャル・ベースによる民間信用供与」という前提に立つ限り、韓国等諸漁民の発展のため最も効果的な協力方式につき種々協議に應ずる用意がある。

## 請求権問題

1. 請求権問題については、いわゆる大平・金了解に基づき無償供与3億ドル、長期低利借款2億ドルの経済協力を行なうことにより、日韓間の請求権問題が完全に解決したことを双方が確認するという方式により最終的に解決するという日本側の方針に変わりはない。
2. 日本側としては、上記1.の方式による請求権問題の解決により当然船舶及び文化財問題も解決すると考えているが、特に文化財については、その特殊性格及び韓国民の感情を考慮して、日韓文化協力の一環として国有の韓国出土文化財の相当数を贈与（または「引渡し」）を考慮する。



## 在日韓国人の法的地位問題

1. 日本側は協定上の永住権付与の範囲に関する昨年3月6日付日本側提案（協定発効5年後まで（永住許可申請期間内まで）に出生した者に協定上の永住権を付与する）は、それまでの討議の過程において韓国側と非公式に合意をみていたものであり、これを變えることはできない。
2. 韓国側は、これに対し、4月22日付の対案において上記1.の日本側提案と同じ形をとりながらも、その直系卑屬について、成年に達したときにはほとんど無条件で永住許可を与えることとし（未成年の間は全く無条件で在留を認める）、遷去強制についても、1.の協定永住権者のそれに準ずるとの提案を行な

つてきたが、これは、事実上子々孫々に協定永住権を与えることとするのと等しく、到底これに應ずることはできない。(日本側は人の協定永住権者の子が成年に達したときに国内法上の永住許可より相当有利なものを付与することを提案した。)

3. 協定永住権者の退去強制に関する日本側提案は、次のとおり極めて悪質なものにしぼつたものであり、かつ、ほとんど韓国側と非公式の合意に達していたものであるので、日本側としてこれ以上譲歩することはできない。

- (1) 内乱、外患、顛覆に関する罪を犯した者。
- (2) 悪質な麻薬犯。
- (3) 7年を超える刑に処せられた者。
- (4) 日本の外交上の重大な利益を害した者。

## 竹島問題

1. 日本側としては、諸懸案一括解決後国交正常化の原則を堅持しており、この諸懸案のうちには当然竹島問題も含まれねばならないと考えている。
2. 竹島問題の解決方式として日本側は、究極的には国際司法裁判所による解決が最も妥当な方法であると考え、この方向に沿って国交正常化前に少なくとも本問題の最終的解決のための目途をたてておくことは絶対に必要であると考えている。

別添1.

## 口 頭 説 明

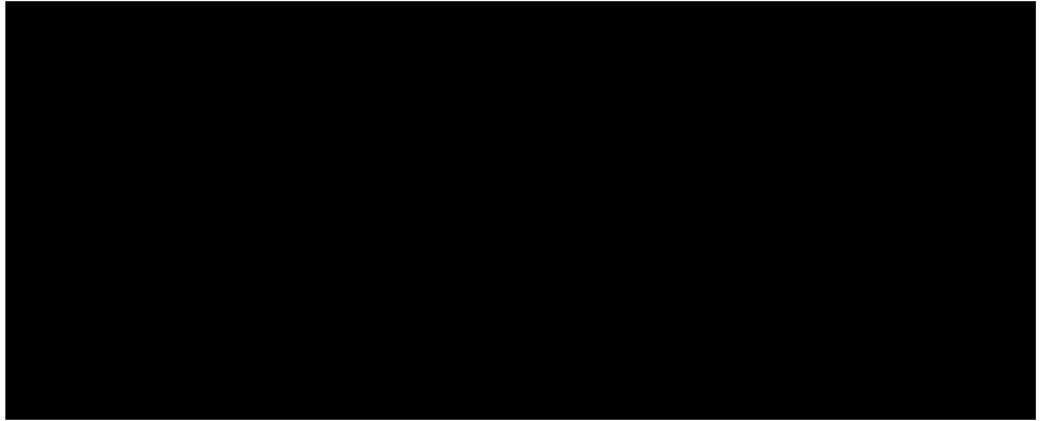
### 1. 基本関係に関し、

- (イ) 共同宣言という名称には固執しない。
- (ロ) 韓国との国交がある限り、日本が北鮮と外交関係をもてないのは当然のことであり、かかることに触れれば日韓間に<sup>北</sup>鮮の存在を認めることになるから、韓国側にとつても得策でない。

### 2. 漁業問題に関し、

韓国側が日本船に対し、許可証を与えたり、入漁料をとつたりすることは李ラインの承認を黙示的に認めることになる。この種の黙示的承認はできないが、条文上李ラインに触れないことは可能だと思う。条文を作成する際話し合いたい。

3 竹島問題について、



4 法的地位の問題について、

(1) 退去強制の範囲を懲役3年から5年に引き上げてほしいというのは7年から10年にまで引き上げてほしいという意味だと思  
う。

(2) 永住権賦与範囲（子々孫々の問題）につ  
いては交渉では韓国側は相当こだわってい  
る。

## 別添

### 日韓合談漁業案の概要

#### 基本関係問題

日韓間の諸懸案の解決を確認し、外交関係の  
設定等を取決めるもの。取決めの形式のほか、  
韓国の管轄権、旧大韓帝國との保護及び併合条  
約の無効確認等の問題がある。

#### 漁業問題

本質的にはいわゆる「赤ライン」を撤廃し、  
もつて関係水域における日本漁船の安全漁業を  
確保するとともに、将来における日韓両国の漁  
業の共存共栄を計ろうとする問題、このため具  
体的には漁業専管水域、共同規制水域、漁業協  
力等の問題がある。

#### 請求権及び経済協力問題

終戦後の日韓分断にともなう韓国の請求権を、

日本から一定額の経済協力（大平・金了解による無償供与3億ドル、長期低利借款2億ドル）を行うことによつて最終的に解決しようとする問題。

#### 在日韓国人の法的地位問題

終戦前から日本に在留している韓国人（かつては日本国民であつた）の日本での居住（永住許可、退去強制）、処遇（社会保障、教育等）などに関する問題。韓国側はその子孫に対する保証をも求めている。

#### 船舶問題

韓国側は、終戦時朝鮮に船籍のあつた船舶、朝鮮の領海にあつた船舶の返還を要求し、日本側は李ライン附近で逮捕された漁船等の返還を要求している。

## 文化財問題

韓国側は、日本の朝鮮統治中、朝鮮から日本に持ってこられた文化財の返還を要求している。

## 竹島問題

竹島（韓国名<sup>で</sup>は独島）の領有権をめぐる日韓間の領土紛争、並びにその解決方式についての問題（日本側は、国交正常化前に少なくともその最終的解決の目途をたてておくことを要求している。）



半場審判官の示唆あり

本資料は 院理言未に際し 院理大臣

及び外務大臣ブリーフ用として作成した

ものである

北東アジア課長

昭和

三月

## 李ラインの問題

1. 昭和27年1月15日李承晩大統領は、次の趣旨の宣言を行なつた。これがいわゆる「李ライン」と称せられるものである。

(I) 韓国領土に隣接する大陸棚の上部、表面及び地下にある鉱物、水産天然資源を保護保存、利用するため国家主権を保有し、行使する。

(II) 韓国領土に隣接する水域の表面、水中または海底にあるすべての種類の天然資源を留保、保護、保存、利用するために必要な国家主権をここに画定する水域に対して保有し、行使する。特に水産漁撈業については、これを政府の監督下に置く。

(III) この隣接水域に対する主権宣言は、公海

における航行自由の権利を妨げるものではない。

2 これに対して、日本政府は、同年1月28日付口上書をもつてかかる宣言は国際社会に確立されている公海自由の原則とまったく矛盾するのみならず、平等の立場で公海の海洋資源の開発及び保護のために国際協力しようとする基本原則とも相反する措置であり到底承認しえない旨を抗議した。

間もなく開かれた日韓会談で韓国側はこの李ラインの存続を前提とし、この前提に基づいて漁業問題を話し合うという立場をとつたため、李ラインは国際法及び国際慣習法上、不法不当であり絶対にこれを認め<sup>得</sup>ないとする日本側の主張と真向から対立し、話し合いは

進展しなかつた。その後このライン内で操業するわが国の漁船が韓国<sup>艦</sup>漁船によつて不法に臨検、逮捕されるといふ事件が頻発するようになつた。わが方は事件の発生する都度これに対し嚴重抗議を続け、また、日韓漁業会談において、同ラインの違法性を説いてこれが解消に努力しているが、いまだに解決をみていない。

3 準ライン自体の法的性格には不明確な点が多いが、同宣言によつて韓国が領海の範囲をこえて沿岸から150海里から200海里にも及ぶ公海部分に漁業独占のための特定水域を一方向的に設定し、そこに管轄権を行使していることは明白である。

かかる行為は国際法上の公海自由の原則に

反することはいりまでもないが、韓国側が国際先例として挙げているトルーマン宣言などもその法的性格を全く異にしている。李ラインは中南米諸国による公海における主権ないしは漁業管轄権の主張のうち、その最も極端なものとは相通ずるものがあるが、このような主張やその主張に基づく一方的な漁船だ捕等の行為に対しては常に関係国より抗議を受けており、これをもつて李ラインを正当づける国際先例とみることはできない。

李ラインは、ジュネーブにおける海洋法会議以後特に沿岸国の漁業に関するなんらかの優先的地位を認めようとする傾向が国際社会に高まってきたことを考慮に入れても、国際的にまったく承認しえない違法なものである。

## 竹島問題の概要

1. 竹島は、島根県隠岐島の西北約8.6マイルにある2つの主島と10数の岩礁から成る小群島で、総面積は日比谷公園よりやや広い。
2. この島の存在は古来わが国民によつて知られ、日本人は第17世紀頃から同島であわびやあしかを獲り、これを日本領土の一部として取り扱つてきた。  
  
このよりの歴史的背景のもとに、明治38年には、閣議決定を経て、島根県告示により、同島を島根県に編入する手続きがとられた。爾来島根県知事の認可のもとに昭和16年戦争によつて中止するまで同島であしかの猟業が引き続き行なわれてきた。
3. しかるに、昭和21年1月29日付總司令部

覚書によつて竹島が日本政府の行政権の範囲から除かれたことに端を発し、韓国政府は、昭和27年1月18日の大統領宣言でいわゆる「李ライン」を設定した際、竹島をこのライン内にとり込む措置をとつた。

日本政府は、同年1月28日付口上書で、「韓国は竹島として知られている日本海の小島に領土権を主張しているかのよりにみえるが、日本政府は韓国のかかる僭称または要求を認めるものでない」旨を申入れた。

爾来日本政府は機会ある毎に抗議を重ね、また日本領土としての正当性についての詳細な歴史上、国際法上の根拠も示したが、韓国側もまた自國の領有権を主張して譲らざるのみか、昭和29年頃から同島に恒久的な登台

を建設し、その官廳を常駐せしめるようになった。

4 日本政府としては、本問題が領土権に関する法律上の紛争であることにかんがみ、昭和29年9月、竹島問題を國際司法裁判所に付託することを提議したが、韓国側によつて拒否された。日本側としては究極的にはこの國際司法裁判所による解決が最も妥當な方法と考え、この方向にそつて國交正常化の際には少なくともこの問題解決のための目途をたてておく必要があると考え、韓国側を説得しているが、韓国側は第三國ないし第三者の調停に付し、それが不調に終つた場合はあらためて協議することを主張している。

5 竹島については、日本では古くからこれにつ



いての正確な知見を有し、これをその領土の一部として実効的に支配經營してきたことは、文献・古地図等によつて明らかに立証できるが、当時韓国においてこれを認知していたという明確な証拠もなく、まして同島を經營していた事実は全く見出しえない。かつ、日本政府としては明治38年に閣議決定を経て島根県告示をもつて同島を島根県に編入する手續をとつているので、同島が日本に属することは国際法上明白であるというのが日本側の立場である。

極秘

日韓合議の進め方に関する  
有内打合せ

40. 1. 19

北東アジア課

1月19日朝、半場審議官のもとで、糸約

局長、右瀬参事官、北東アジア課長、法規課長の

出席し、本件打合せを行なった。まず、北東

アジア課長より、最近の河野ラインの状況

について説明を行なった後、協議を行なつ

たが、その概要次のとおり。

1. 委員会での討議においては、漁業、法

的地位については、従前どおりの枠で

臨むこととし、基本関係については、最近

条約等の了承を得て作成した幾らか譲

歩した案を出す（もちろんその過程でパーセ

ンを行はう必要はある）こととするとの結

論に達した。

2. 漁業協力については、最後の取引の

具であり、こちら<sup>か</sup>譲り方だけ先に出すこ

とは固るので、委員会においては、共同理

制等の話が進まなければ、漁業協力の

話には応じられないということに反響

するとし

し、また、政治家の線から譲った線が

出てしまわないようにする必要ありとの

結論に達した。

3. 共同規制区域の複数の問題について

では、石瀬参事官より、韓国側は何か

何か簡単に折れてこないだろう(2ヶ

に対して黒田課長より、河野大臣はまとめ

られると思っているようだと述べた)と述

べ、また、入漁料等の莫は日本側として

全く問題にはならないが、そのほか、公海上  
の共同規制という建前から、こちらだけ  
でなく、韓国側も規制されなければな  
らないという真意を強く主張しなければ  
ならない。しかし、最終的には、こちら  
の自主規制という形で解決するという  
腹を固めている（韓国側はこれでいい  
とほいつくいなにか）と述べた。

これに対し、半場審議官より、隻数の  
託をあるとしても、いかに数字を出席  
とあるかの重要である。韓国側の隻数字

は河野ラインでないと去て2はいか、委員

会で数字を去せといえはいかと述べた。

その結果、~~水産庁~~水産庁と協議した上、

A、B水域の隻数の話を委員会です

ることとした。なお、BとDの境界の

問題については、宇野代議士の和江

次長の了解を得た上で折れているよ

うであるので、韓国案を前提として隻

数の話をしてもよいという2ヶに決った。

牛場審判官に、  
4、漁業協力の条件等に~~つき~~つき外務省と

して妥当と考える線として、利率~~5%~~<sup>5%</sup>は

無限である<sup>リ</sup>、5.5%程度はよいの

ではないかと思うが、もしもなり5.75%

でかんはる。償還期限10年はよい

と思うと述べた。

5. 通業について、暫定協定では駄目だ

という2点を委員会で話し合ってきた

べきだとの結論に達した。

6. 条約の長期、「懸案一括解決」につ

いて、これは懸案を全部解決すると

いうことでおこなう、均衡のとれた形で

おこなうよいのである<sup>リ</sup>。これはほれ

の方式があると思われたので整理して

おいてほしい、また、国会答弁におい

ても、佐藤政権に変わったこの機会に、

このような趣旨で答弁していくことに

したいと述べる。



椎名大臣の訪韓に關連して日韓間の諸懸案の取扱の振りを別添のとよりの試案に取りまゝとあました。

(二月十一日午後三時から外務審議官室において關係局課長出席の下に討議する予定)

アシア局長

二月十日



当面の日韓諸懸案の取扱振り  
に関する件

アジア局  
40.2.9

椎名外相の訪韓との関連において今後の日韓  
会談の進め方に関し、現在交渉中の各議題中事  
務的には打開困難な若干の諸問題につき、いか  
なるレベルの話合で解決を期するかについて概  
ね見通をたて置く要あり又日韓交渉の正式の議  
題以外の若干の重要懸案についても、同様の取  
扱の腹案を定め置く要があるので、概ね次の構  
想によることとする。

記

甲 日韓会談の議題に関するもの

1. 基本条約関係

本件は事務レベルの接衝で概ね煮詰つてい  
るが、(1)「韓国政府を朝鮮における唯一の  
合法政権と認める旨明<sup>記</sup>規してほしい」旨の  
韓国側の希望を、わが方の「日韓条約は南  
鮮のことに限る」とする基本的立場といか

に調和して表現するかという問題と、場合によつては併合関係条約の効力に関する規定振りが、エモーショナルな要素も絡み、事務的には最後まで片づかない可能性が多い。

しかし右はいずれも実利が絡まない理念上の問題——従つて表現の問題故、少なくとも大臣訪韓の機会にこの2点につき最後の妥結に達し、基本条約全体の案文につきイニシアルを了し、もつて外相訪韓の手土産ないし収穫の役を果させることを目途とする。

## 2. 請求権関係

- (1) 現在残っている最大の難問たる旧朝鮮  
置籍船等に対する先方の請求権を放棄さ  
せる問題は少なくともわが方において李  
ライン水域における拿捕漁船に関する返  
還ないし補償についての対韓請求権を放  
棄せざる限り、先方は同意せざるべく、  
後者の問題はわが方も国内的に在外財産  
一般の処理方針や補償問題等を誘発する  
ので予め総理決裁の下にわが方の肚を決  
め置く要あり、従つて本件対韓交渉も日  
韓両総理会談等の議題たるべく、少なく  
とも今般の外相訪韓の際には取り上げな  
いこととする。
- (2) 他方、金・大平了解のうち2億ドルの  
借款の返済期限(20年か27年かの点)  
と焦付債権の償還方法については日韓双  
方の肚のうちも接近しており、わが方関  
係省の意図も略固つているので、外相訪  
韓の際、最終的に妥結することとする。

### 3. 漁業関係

残つている重要項目は(1)濟州島周辺の基線(2)共同規制水域における日本側出漁隻数(3)漁業協力の3点であるが、右(1)(2)は目下相互関連してバーゲイン的に交渉されているが、委員会ベースでは最終的妥結に到達し得ない重要問題ながら、外相会談や総理会談に持ち上げるには技術的部面が多過ぎるので、わが方、農林側の希望や赤城・元会談以来の経緯もあるので、本件は後述の農相会談にて最終的妥結に達することを適当とする。

(1)の漁業協力については借款の方式を従来のわが方方針どおり純然たる民間借款 / 本に絞ることは困難の如く予見されるところ、そう踏み切る際は大蔵当局の反対は勿論、従来の国会答弁の経緯からも政府として政治的断を要すべく、したがって総理会談レヴェルの話合が適當なるべく、少なくとも今次の外相会談の際はいまだ事務レヴェルの話も煮つまつていないのでとりあげられない。

#### 4. 法的地位関係

「在日朝鮮人を北鮮系も含めすべて大韓民国国民と認めるべき」旨の韓国側の主張は今次会談に対するわが方の基本方針と正面衝突する関係上呑み得ず、一方韓国側の基本的立場もあり、委員会ベースでは妥結し得なからう。尤もいまだ事務ベースの話もにつまづいていないので、今般の外相訪韓の際妥結をいそぐ要はない。

「永住権付与の範囲」も将来あるいは右問題と同様のカテゴリーに属すべき重要案件となる可能性はあるが、目下事務的折衝においてやや打開の曙光が見えるのでしばらく事務的接衝の成行を見ることとする。

#### 5. 竹島問題

問題なく総理会談マターである。ただ先方の国際司法裁判所付託に対する強硬な反対にかんがみ、右以外の方法でかつ、最終的、決定的解決の方法と称し得る方式をも研究し置く要があろう。

## 乙 日韓会談議題外のもの

### 1. 農相会談

右甲々漁業の部にて述べた如く結局漁業については、今一度は農相会談の要あるべく、今般の外相訪韓の際、右開催につき正式にとりきめ共同声明に織込むことを考慮する。

### 2. 在ソウル在外事務所開設

先方の在京代表部に対応し、わが方の在ソウル在外事務所を開くことは平和条約発効当時交換公文で先方が約束済みのことであり、いずれの懸案も解決していない前にこれを開くことは、請求権の喰逃げ等の問題を生ずるものでなく、したがって一括解決、国交正常化の原則にもとるものでなく、したがって外相訪韓の際、右甲々の基本条約関係についての事実上の合意が出来る際は、本件を同意せしむべきである。

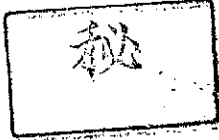
### 3. 貿易会議開催

先方は日韓貿易インバランスの改善に極めて熱心なる外、わが方の漁船、漁具の対韓輸出禁止に対しても極めて神経質であり、先日、丁総理も佐藤総理に対し、直接訴えるところがあつた。

また、先方の野党も貿易インバランスの改善を日韓会談の前提としており、本問題に対する先方の関心は超党派的である。

よつて大臣訪韓の際、各品目についての細かい話合いの出来ぬのは当然であるが、先方の希望越しているハイ・レベル（先方は閣僚ベースというも必ずしもそれにこだわる要なかるべし）の貿易会談の開催を同意しやることは外相の「お土産」になり得るであろう。





外務省  
善後部

最近における日韓問題 P R 実績

● ● ● ● ●  
情報文化局国内広報課

I 刊行物

1. バンフレット

- 「日韓問題」( 韓日問題研究会、37年3月、6万部)
- 「解をこえた日韓交渉」( 韓日問題研究会、37年11月、5万部)
- 「日朝自由交渉とは」( 韓日問題研究会、38年9月、5万部)
- 「日韓交渉の経緯と問題点」( 日本国際問題研究所「シリーズ」37年11月、1万5千部)
- 「日韓交渉をめぐる諸問題」( 今日出海氏執筆、日本国民外交協会、37年12月、15万部)
- 「最近の韓国情勢」中保孝作( 外交知識普及会「講演資料」37年12月5日号)
- 「日本と韓国の交渉」( 「世界の焦点」、共同通信社38年3月15日)
- 「日韓会談」( " " " " 39年12月1日号)

- 2 「世界の動き」(外務省情文局発行)
- 37年12月号(以下、5万5千部)
- 対談「日韓関係の今後」植村甲午郎、愛川重義
- 38年2月号
- 「韓国みたまま」東京新聞加藤記者
- 7月号(以下、7万部)
- 「疑問かかえる海洋漁業」
- 12月号「韓国の大統領選挙」
- 39年2月号「ついに民政なつた韓国」
- 「韓国の人々」(三谷調査官)
- 3月号「日韓会談に関する報告」
- (大平外務大臣)
- (「世界の動き」資料、7万)
- 5月号「善隣友好を期する日韓交渉」
- 8月号「学生デモと韓国の政局」
- 3 外務省主催「都道府県に対する説明会」
- の記録(一部)
- 38年10月「わが国が当面するアジア地
- 域の諸問題」(卜部アジア局参事官)
- 39年9月「日韓・日中関係と最近の東
- 南アジア情勢」(後宮アジア局長)

4 「世界ジャーナル」(世界ジャーナル社、4万部)

37年10月号 座談会「日韓問題の底辺を  
見る」今日出海、東京・鎌田、  
毎日・新井

〃 12月号 座談会「日韓・日中間題の  
現状と将来」岩淵展雄、船田  
中、野田武夫

38年1月号 「世界の外交、日本の外交」  
(日韓会談に解散の必要なし)  
大平正芳、唐島基智三

〃 2月号 「韓国国民総ぐるみの躍づ  
くり」安藤豊彦、小野田セメ  
ント社長

「世界の指導者、韓鐵の構造改革  
著朴正熙」戸川彌佐武

〃 3月号 座談会「日韓経済協力の焦  
点と展望」岡崎良、藤井丙午  
外三氏

〃 11月号 「地方をねらう日朝往来運  
動」古木鏡一郎

39年1月号 「米韓、日韓関係調整に体  
制整う」(匿名寄稿)

39年4月号「大韓にきた日韓会談—南北朝鮮統一の妨げ  
にはならない」(解説・時の立札)

39年5月号特集「微妙なる日韓交渉の背景を探る」

座談会「日韓国交正常化はなぜ必要か—反対論の正体  
は何」(大野信三、鈴木一、鎌田光登、戸川猪佐武)

「韓国の内藤。。。その素顔とその不安感」(鈴木賢)

「日韓交渉・回顧と展望」(編集部)

「家庭の事情と獲得勘定—またも<sup>も</sup>流れた日韓交渉」

(解説・時の立札)

39年8月号「何が韓国を狂わせているか」(中塚与作、  
野美山薫、石橋弘文、清水国光)

3 「あちらの暮らし」(あちらの暮らし社、5万部)

37年11月号 「韓国との話し合い」(匿名寄稿)

4 「国際問題」(日本国際問題研究所、1万3千部)

37年11月号 「日韓会談の問答点」 東京・森田、  
毎日・松本、朝日・真崎、読売・渡辺  
各記者

38年1月号 「日韓交渉をみる現地の表層」

尚本順一、西日本論説委員

〃 〃 〃 〃 「激動する韓国の政治情勢」 中保与作

7. その他

(A) 日刊「Pレター」(共同出版社)

37年9月18日付 「日韓交渉新局面を迎え  
る」 (匿名寄稿)

38年1月7日付 「韓国民政憲章を支持」  
(匿名寄稿)

〃 〃 「韓国民政すすむ」  
(匿名寄稿)

(B) 雑誌「国民の外交」(国民外交協会)

37年4月号 「日韓問題の解決を促進せん」  
(匿名寄稿)

37年10月号「日韓交渉は山場に来た」

(匿名寄稿)

38年1月号「日韓会議、請求権の支払

は高いか安いのか」(匿名寄稿)

(9) 日刊「特約通信」

37年10月4日付「10年交渉に終止符」

(記事指導)

(10) 雑誌「経済と外交」(経済外交研究会)

37年10月下旬号「日韓交渉いよいよ山場

へ」(匿名寄稿)

(11) 「自由民主」(自民党広報紙)

37年4月5日号「日韓会議の背景と経緯」

(匿名寄稿)

## Ⅱ 放 送

### 1. 日本短波放送(ラジオ)「世界に聴く窓」

37年 6月29日 「最近の韓国事情と日韓交渉」

前田北東ア課長

9月14日 「山を迎えた日韓交渉」

東京新聞藤田記者

10月12日 「日韓関係の将来」

藤井八幡製鉄副社長、読売田村記者

12月17日 「韓国みたまま」

田中国内広報課長、日経黒沼記者

38年 1月11日 「日韓交渉のこんど」

読売渡辺記者

1月28日 「日韓経済協力の将来」

沢木経協課長

4月 5日 「韓国から帰つて」

前田北東アジア課長

10月18日 「大統領選挙と韓国政情」

前田北東アジア課長

12月20日 「民政発足した韓国政情」

三谷調査官

39年 3月 9日 「日韓漁業交渉」 ト部賠償部長

3月 23日 「日韓交渉の現状」

耐田北東アジア課長

5月 18日 「韓国の新内閣」

前田北東アジア課長

6月 12日 「動揺する韓国政情」

産経・野美山麿と西日本・池田守

8月 3日 「最近の韓国経済」

角谷経済局アジア課長

40年 2月 26日 「韓国訪問に同行して」

後宮アジア局長

2 テレビ放送「東西南北」(東京NET、大阪、北九州、関門、北海道)

37年 9月 14日および翌日の再放送(以下同じ)

「韓に来た日韓会談」

今日出海、橋毎日論説委員長

10月 12日 「日韓関係の将来」

経団連、植村甲午郎

読売、愛川 重麟



37年 / 2月21日 「大詰にきた日韓会談」

船田中、御手洗辰雄

38年 7月12日 「日韓漁業交渉の前途」

日韓漁業協議会 小 浜 八 弥

朝日論説委員 仁 尾 一 郎

9月13日 「在日韓人の現状」

法務省入管次長 齋 田 正 典

立 大 助 教 授 久 保 田 キ ヌ

39年 3月20日 「日韓会談に関する報告をめぐって」

読売論説副主幹 愛 川 重 彦

東京論説委員長 橋 田 康 夫

## Ⅱ、民間委託団体による啓発

### 1. 外交知識普及会講演会

- 37 / 1 / 5 「最近の韓国事情」 中保与作 (東京)
- 39 1.27 「発足した韓国第三共和国」 中保与作 (宇都)
- 1.28 " (下関)
- 2 / 7 " (福岡)
- 2 / 8 " (熊本)
- 3 / 7 " (鳥取)
- 3 / 8 " (米子)
- 3.24 「日台、日韓問題をめぐって」 井口貞夫  
(盛岡)
- 3.25 " (青森)
- 5 / 8 「この目で見た韓国」 平林たい子 (宇都宮)
- 7.29 「日韓、日台をめぐる国際情勢」 井口貞夫  
(鹿児島)

### 2. ラジオ放送「世界の焦点」(地方放送6局)

- 37年9月 / 6日 「日韓交渉を促進すべし」 齋藤 忠
- 39年7月 / 8及び / 9日 「日台、日韓問題のその後」  
井口 貞夫

2 日本国際問題研究所主催一般大学セミナー  
（カマコ内は場所）

38年7月 「韓国問題」 杉山茂雄 （札幌）

” ” 「韓国問題」 浜本康也 （河口湖）

9月 「韓国の現状」 田中直吉  
（金沢女子大、金沢大）

” ” 「日韓間における国際法上の問題」  
杉山茂雄 （小樽商大）

11月 「日韓関係をめぐる諸問題」 田中直吉  
（近畿大学）

39年2月 「日韓交渉について」 田中直吉  
（神戸外大）

5月 「日韓交渉と問題点」 石本泰雄  
（京都府立大学）

6月 「国際法学の方法論（韓国問題を例に）」  
小田 滋（近畿大学）

PWP 局長 日  
3.19 号 申

昭和40.3.15

北平 PWP 局長 (日)

且 韓 交 渉 等 の 関 係 上 韓 國 (北) の  
情 況 概 況

目下 (3.15)

政治

1. 韓 國 の 内 情 勢 が 昨 年 に  
お け る 昨 年 の 大 規 模 の  
テ ン 騷 の 起 因 等 の 点 について  
比 々 詳 細 に 考 査 して 見 ても

在 韓

西 欧 側 外 交 官 の 一 致 した 指 摘

して いる こと がある。 昨 年 の 豊

作 の ため 食 糧 情 況 も 好 転 して

い け る こと がある。 韓 國

政 府 は 端 境 期 の 食

料 策 に 注 意 して いる。

2. 韓 國 野 党 は 昨 年 3 月 以 来

行 った 事 業 対 日 局 外 交 友 誼 の

1. 日韓交渉のその中の韓側側の  
件利)

(1) 野党の厚層外交反対運動

韓口野党は昨年3月以来2ヶ月

間、~~厚層外交反対~~運動を

推進し、全・大平下野の白紙化

及び野党の徹底的反対の

結果を主張して、その結果は

余り2ヶ月に及ぶ。

~~野~~ 野党は3月  
以来一学期に

入っているが、現在まで

即ち其可非候を見せしむ。

3. 政府は日露 <sup>国交の善化</sup> ~~交渉~~ <sup>交渉</sup> 推進の

目的の啓蒙活動を遂げたり。

下総理は今年に入つて西樺太

の住民の <sup>接待の打合せ</sup> ~~接待~~ <sup>(是れは反日的の  
警備に依る)</sup> 行つた。二月末

南樺太 及び

には 樺太島 に獲得旅行を行

つた。是れは東樺太の住民の

獲得の目的の視察を行つた。

由である。  
~~是れは~~

4. 農相會議をめぐり 韓国在籍

の動きも 穏やかなのである。激しい

反対の調子は 踏<sup>柔</sup>受<sup>紙</sup>を言

のと同じ。 (政府は既に言

福管制に入つてゐる。)

5. <sup>韓口</sup> 漁民の態度も 合理的な

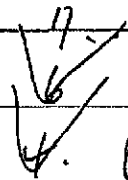
解決の手段を<sup>る</sup>限り、 拖<sup>り</sup>延

び動きを承可見通しは 大伴

と同じようである。

6. <sup>韓口</sup> 韓口<sup>の</sup> 捕鯨の 推移は 確意深く

見守り 慎重である。 (特に漁業問題の解決の結果、  
李王仁が実質的に撤廃されたこと、一般に明5かに在り、外務省、  
△重要な時期と打つて思ふ。)  
(対日関係においては)



漢蒙農相會談をのこる 韓国

何れも支那側の動きを見るに、

大平・金了解の 韓国国内の抱め

不詳であつて 金鐘淑 <sup>退却の</sup> ~~出づ~~

一因 <sup>(河) あり、</sup> ~~と云つた~~ ~~を~~ ~~意識~~ ~~し~~ ~~て~~  
軍官は ~~と云つた~~

済州島周辺の 共同規制線に  
漢蒙基礎問題

この間の 支那側責任を ~~と云つた~~

好んで ~~いふ~~ ~~か~~ ~~つ~~ ~~た~~

を ~~経路~~ ~~行~~ ~~な~~ ~~り~~ ~~の~~ ~~こ~~ ~~り~~ ~~に~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~よ~~ ~~う~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~。~~

地方 李外相印を言 ~~は~~ ~~ず~~ ~~の~~ ~~こ~~ ~~り~~

支那側 ~~に~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~2012~~ ~~直接~~ ~~の~~  
漢蒙問題 ~~に~~ ~~関~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~2012~~ ~~年~~ ~~に~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~も~~ ~~た~~ ~~ら~~ ~~ず~~



責任者となり、この問題を解決する模

探りあり。全長と李公使と

の間の中継を加え

車長官が携行する新金は

~~中継あり~~ 事案の範囲

の中、あり、中継 ~~あり~~

あり、<sup>午後</sup>3月10日に

車長官が携行し、その際撤回

する。洛州等周辺の運送線の

車長官が携行する新金の

~~資料~~ 最後の<sup>3分</sup>録のありを推測

した。この撤回が~~行われ~~

の~~以~~ ~~録~~ ~~合~~ ~~の~~ ~~3分~~ ~~以~~ ~~上~~ ~~の~~ ~~成~~ ~~果~~ ~~に~~ ~~等~~

~~し~~ ~~た~~ ~~と~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~新~~ ~~規~~ ~~に~~ ~~合~~ ~~法~~ ~~の~~ ~~任~~ ~~務~~

~~の~~ ~~結~~ ~~果~~ ~~の~~ ~~あり~~ ~~を~~ ~~見~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~。~~ ~~録~~ ~~は~~

~~車~~ ~~長~~ ~~の~~ ~~10~~ ~~日~~ ~~提~~ ~~案~~ ~~と~~ ~~著~~ ~~職~~ ~~為~~

~~3分~~ ~~の~~ ~~中~~ ~~向~~ ~~に~~ ~~録~~ ~~が~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~し~~ ~~た~~

~~録~~ ~~は~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~。~~

~~通~~ ~~話~~ ~~を~~ ~~了~~ ~~す~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~車~~ ~~長~~

~~の~~ ~~提~~ ~~案~~ ~~に~~ ~~対~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~録~~ ~~が~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~。~~

~~録~~ ~~は~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~。~~ ~~合~~ ~~法~~ ~~に~~ ~~合~~ ~~法~~ ~~の~~ ~~任~~ ~~務~~

(河野 - 丁ラシの交換の車体

知つてゐるといわねば、~~金士~~ 金士

かきつと甘... 禁の大丈夫かと

いさぐちそれを信じてしまつた

後

いさぐち... 後

~~念上候に漢里を以てし~~

~~てしむる。~~

18/

5. 李外郎印の印は 基本等の等の

李外郎印を 23日01;の 13式'給内申

に 行いぬ。と 強く 要望して

~~これ迄 迄の 地位 協定 の 後 同~~

~~印を 同類と 判断して の 上~~

~~見せぬ。 白紙等 の 基本等の~~

~~同印を 拒否して の 上、 協定~~

~~地位 協定 の 後 同印 に 係~~

~~する こと 行はぬ。~~

又、李副官を以てその地に大平・金

了解の良問を接協力（1信ト"ル"ル）

を3信ト"ル"ル"し"キ"シ"キ"ニ"ト"組

フ"ニ"。

~~李副官の23日か;の公使訪問~~

~~に訪れては ~~李~~ ~~副~~ ~~官~~ の参りあり~~

~~かゝり 親迎を以て、懇口内を3組~~

~~友好 ~~の~~ ~~間~~ ~~に~~ ~~結~~ ~~成~~ 感を整りて~~

~~ヤ"の"より 略め"ニ"て"の"の"を~~

~~思"カ~~

~~行"な"ら"れ"。~~

9. 北鮮系 韓口人 (朝鮮 陸連) は

最近 民間 (南鮮系) に合... 過み。  
(在日韓口居留)

民間 韓印 は 下の "美" "苦" 層

に 211 年 と...; 接 改 以 西 2 年、 特

に 在 日 韓 口 協 定 以 上 211 年 民間

系 也 3 年 の 反 對 運 動 在 層 間 2 2

あり、 本 日、 日 韓 協 定 反 對

を 上 在 之 2、 日 韓 協 定 反 對

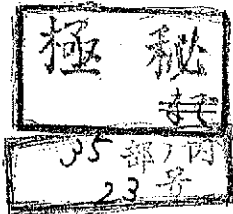
討 の 理 由 は 朝鮮 陸 連 也 民間 也

同 一 方 向 の 動 向 在 平 2 2 年 也。

車省を一切の市下市一ツに高田

213年11月20日 在日朝鮮人の

01012 一政しん 勅人の結果 2702。



韓国外相訪日の際ないしその前に解決を  
要する重要問題処理方針について

1965. 3. 16.  
アジア局北東アジア課

先般来訪した李韓国外務部長官が携行した朴大統領の総理あて親書中においても又、同外務部長官自身の佐藤総理及び椎名外相との会談においても、韓国側は李長官の今月下旬の再来日の機会を利して、請求権、漁業、法的地位の諸問題について政治折衝により解決に持ち込みたい強い希望を表明している。

他方、わが方としてもこの機会には先般の基本関係条約のイニシアルによつて高揚したムードに乗じ諸懸案の解決を期する絶好のチャンスなるに鑑み、この際重要問題については必ずしも従来の事務的折衝の経緯のみに捉われることなく大局的見地による解決に努めることとする。右目的のため次の諸問題の解決策につき速かに政府最上層部における日本側の意思統一を計る要がある。(もち論、事務的レベルにおいても平行的に



各省に対し話合をする。)

#### 1. 漁業協力

- (イ) 漁業協力については韓国側は1億1,500万ドルに上るプロジェクトを提示して来ており、さらに右プロジェクト実施のための借款条件を極めて有利にすることを要望している。特に金利は仏伊の漁業協力の際の金利5.5%以下(最近は4分台)とするよう主張している。わが方は通常の民間経済協力とすることを主張しているが、金額は7,000万ドルまでを提示した。

わが方としては従来漁業協力を民間経済協力(大平、金了解の第三項と同質のもの)とすることを固執し、国会に対しても屢次この方針を明示してきている。従つて金利その他の条件は、民間経済協力の建前上、個々の民間契約によつて決定されるものであり、予め一定の条件を明示し得ないとの立場であつた。

(ロ) しかしながら韓国側は従来、単なる民間借款はアンワーカブルなりとして、ゆるやかな条件の明示を固執してきており、先方は最後まで、このラインを固守すると思われる。よつて最終段階においては次の案により妥結することを考慮する。

(リ) 輸出入銀行の資金の外に、プロジェクトによつては経済協力基金も使用できることを考慮し、「日本政府は X 千万ドルまでの金額の長期貸付又は借款が民間経済協力として日本の民間<sup>業者</sup>~~商社~~によつて韓国の漁業振興のために提供されることを関係法令の範囲内で容易にし、かつ促進する」趣旨を明らかにし、「金利その他の条件は契約によつて定まるものであるが、プロジェクトによつては 5 分 5 厘以下の金利もあり得る」旨を規定することに同意する。

(なお、3,600 万ドルの仏伊漁業借

款で供与される9 / 隻の漁船の場合の金利は5.5%であるが、船価は必ずしも安くないようである。

韓国の昨年の全輸出 / 億2千万ドル中海産物の輸出は2千3百万ドルに上つている。)

- (2) 漁業借款総額のうち3,000万ないし5,000万ドルを限り5.5分以下の特定の低金利と長期を認める。

(これにより「通常の」民間借款でないとする国会側の批判に対しては、ともかく民間借款の線を買いたということて防禦する肚を固める。)

## 2. 在日韓国人の法的地位

法的地位問題については、(イ)強制退去事由については略々合意に達したが、(ロ)わが方は協定発効後5年以内に生れた子までに永住権を与えることに同意しているが(その子には20才になるまで親と同様に在留することを認める)、韓国側は在日韓国人の子々孫々に至るまで協定上の強い永住権を認むべし、と主張している、又(イ)永住権を与えられた者の処遇に関する諸問題(教育、社会保障、持ち帰り金)についての交渉は煮つまつていない、(ロ)在日韓国人を認証する<sup>主</sup>手続についてつづ込んだ交渉が行なわれていない。

右のうち少なくとも永住権者の子孫の処遇の問題(協定発効後~~25年以降に~~出生したものの処遇の問題)と大韓民国国民たることの認定の問題は両外相間にて決定を見ることとなろう。その際におけるわが方の最終妥協案としては次による。

### (イ) 永住権者の子孫の処遇の問題

最終的の案としては、一応子々孫々永住権を与える建前をとりつつ、右の者に対しその成年後にあたえる処遇の具体的内容については後日、適当な時期に関連情勢に照らして決定することとし、さしあたり糊士げにする。

② 大韓民国国民たることの認定の問題

韓国側官憲による何等かの国籍認定手続を要するとの建前は譲り得ないが、具体的手続としては韓国官憲による永住願書へのスタンプ、ないし韓国官憲による国籍否認等の簡易方式を考慮する。

なお、23日の李長官訪日までの10日間に鋭意折衝を進め、事務的につめられるだけつめて、李長官訪日の際に協定案文にイニシアルにもち込むように努めるも、右不可能の際は処遇の細目等は後日、別に協議さるべきアネックスに譲ることとし、協定本文のみにイニシアルするか、あるいはその程度までも

煮つまらない場合は、それまでに合意された  
事項についてのみ要綱の形にてイニシアルす  
ることを考慮する。

### 3. 請求権問題関係

請求権について残っている主な争点とその最終的妥協案は次のとおりである。

- (1) 李ライン付近でだ捕された日本漁船に関連するわが方の請求権（業界の計算では約72億円）

韓国側は国内法上合法的な行動としてだ捕したものとの建前を堅持しているので補償要求に絶対応じないことは明らかである。よつて、この際、後述(ロ)の朝鮮置籍船等に対する韓国側要求と相殺して請求権を放棄する案が考えられる。

しかし右の案は国内補償を伴うため大蔵側の強い反対あり、むしろこの問題は日韓交渉成立後も棚上げにして置くことを選びたい意向である。この案は国内補償を伴わぬ利点あるも、被だ捕者は半永久的に何等の救済を得られない結果となる。また、従来の国会答弁の趣旨（懸案一括解決に含め

る)とも異なる結果となる。

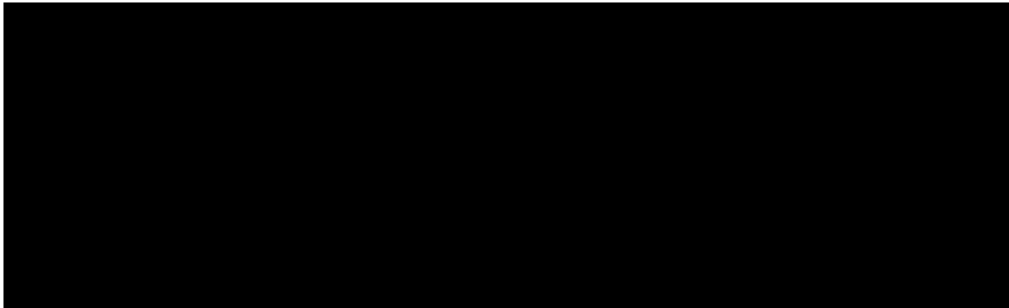
右二案の何れかに肚を定める要がある。

- (ロ) 終戦時に韓国に在籍した日本船及び韓国水域にあつた日本船に対する韓国側の請求(附表参照)

既に請求権一般の解決として3億、2億の有償、無償経済協力を供与する以上、更に船舶のための特別の請求を認め得ないとのわが既定方針を強く押す。特に前記のとおり、だ捕船に関する請求権を放棄するとせばなおさらのことである(もつとも韓国側は先般の外相訪韓の際もシンボリカルな意味で新造船を若干得たいとの希望をむしかえしている)。

- (ハ) S C A P の指令により朝鮮戦争のために日本が貸与した船に対する日本側請求権  
右(ロ)とならんでわが方で放棄する。





(3) 金・大平了解の細目については次の問題が残っている。

(イ) 有償借款2億ドルの返済期間は20年か27年か。

(ロ) オープン勘定の残高4,500万ドルの返済期間

(ハ) 民間経済協力の金額を青天井の建前でなく(3)億ドルと明示する要求

右のうち(イ)(ロ)については事務ベースの交渉で妥結に達し得る。

(ハ)の民間借款の総枠を設定する点については、現在のところはよいプロジェクトがあれば民間経済協力はのびるにきまつているから、プロジェクトの具体案を出して来れば、ケース・バイ・ケースに研究することを韓国

側に示唆している段階であり、可及的にこのラインを貫くこととする。しかし、先方がどうしても何等かのチェスチユアを欲する場合には最終的な妥結案としては、韓国側が提示する具体的プロジェクトをリスト・アップしその総額の予想が3億ドル見当に達することを示すとともに、フィリピンとの経済協力についての交換公文にない日本政府が何らの義務を負わない民間協力の形で推進することを協定本文と離れた別箇の軽い形式の文書でメンションすることを考える。

(附)

- (1) 竹島問題  
本問題は他の諸懸案解決の見とおしが立つた際に交渉の最終段階において政治的に一気に解決を計る方針で検討を開始する。したがってさしあたり来るべき外相会談では当方より切出すことなく、先方より話し出す際は、従来の国際司法裁判所附託のラインを維持する。

(2) 貿易会談事項

貿易会談の議題たる韓国水産品の輸入増、漁船漁具の対韓輸出制限の解除についても現在の農相会談が漁業の大綱につき満足すべき了解に到達した場合は国交正常化前といえどもこれが実現につき好意的に考慮することとする。

高杉首席代表

外務審議官

アジア局長

広瀬参事官

北東アジア課長

極秘  
まで

今後の日韓交渉の進め方

北東アジア課

40.4.7.

4月6日午後4時、半場外務審議官室に

おいて本件に關する関係者との打合せが実施さ

れたが、討議要旨次のとおり

(法的地位問題)

1. 法務省としては、処遇について国民

健康保険等、をわらわの法与之うれをいので

協定文作成に關して措かさい。(外務省にお

来週中に案文作成する) 段取りを考之てい

ると述べたこと) 法務省は反対をい、処遇

らつて韓国から要求が累積するとも考えられる

ので、引寄せはした方がよいと思ふ。

(漁業問題)

2. 水産庁と見、漁業に関する合意事項の

線に沿って業界指導を考へてゐるが、これを

韓国側に通報し、12カ月の外では拿捕禁止

の引寄せ方をコミットさせるのは、漁業協定成立

まではむづかしいと思へる。(協定成立まで

の暫定的処理ありを書面で提出す外務省の

依頼を待たせよ) 水産庁は対応方針を書面

に提出するが、<sup>(是割)</sup> 首席会談において、韓国側

が9.8に暫定措置に好意的な打診にほ

1. u. (本協定草案作成の取りかたについては)

合同委員会 の 権限 と 交渉 処理 の 協議 等 に

つぎ 態 度 を 決め、 東 週 中 ぐ ら い に 案 文 作 成 す る

こ と は 結 構 と 思 っ て、 韓 国 側 の 漢 字 問 題 代 表

が、 在 京 し ぬ べ だ ら ぬ だ と 進 出 具 合 も 意 っ て くる

と 思 っ て。

(文化財保護問題)

3. 文化財保護委員会 については、 問題 が ど れ

だ ら ぬ だ と 思 っ て、 韓 国 側 の 要 求 が

累 増 す る の を 避 け る た め、 先 方 代 表 と 逢 っ て

と 考 へ ぬ べ だ ら ぬ だ と 思 っ て、 会 談 が 活 躍

し ぬ べ だ ら ぬ だ と 思 っ て、 ペ ー ス を 合 わ せ て 先 方 と の 討 議 を

解決

はじめて構わぬ。方式として、国有文化財

を引渡すため、法律的見地から、文化協力協定の

形が望ましい。このために、首脳会議で

双方の全般的態度を打詰りにする。

(漁業問題に関連して海上保安の警備態勢)

4. 北産方は、経過の措置として日本漁船の

12カ月の内に立ち入りぬき指導するが、是は

り、従来通りの警備態勢を海上保安方に

依頼するにとした。

(請求権と経済協力)

推定寺

5. 大蔵省(理財局)と17. 翌日2日2日5日

請求権と経済協力委員会が早期開催が認め

られているが、この案については協議をうけていた。

困難にている。協定<sup>地</sup>と<sup>地</sup>合意の形式に つい

て、(外務省から 請求権の消滅を規定する協定

と 無債、拒債の経済協力の実施細則を盛り込

個別の協定のほか、民間信用供与に ついての何ら

かの合意を伴うべきかと考へられたいと述べられたい)

請求権問題は 私権を消滅させる以上、基本的

な協定が必要と思ふし、経済協力の実施細

則は別種の合意を伴ふ必要があると思ふ。その

ため、請求権委員会と経済協力委員会との

連絡が必要と考へるが、前者は 意、このように考へる

と善議 村中、この二つを 現財局長の 査査とする



筋令の如何はよく、問題の性質上吾輩は中絶

から、外務省が統轄して査査を執るべきである

し、按者については外務省経済協力局長が査査

と査査の「自然」であると見よ。必ずしも必ず

関係がこれらが多岐にわたるから、各者に連絡

して、関連する主要関係と十分進行させるべき

である。是より、首席会議で韓国側の対応が

を折衷して行い。

(経済産業協力を主たる目的の利率については、相違

なしであるが、大蔵省については一切関係なしと

の立場である。)

(主筆者)

大蔵省

佐竹 理財局長

渡辺 國際金融局長

瀧美 外債課長

—— 投資二課長

通産省

赤沢 經濟協力部長

堀 考可

本園 市場三課長

法務省

八木 入管局長

次長

永子 民事五課長

文部省

文化財保護委員會事務局長

農林省

安福 漁業調整部長